

[事案 29-247] 契約取消請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不告知教唆等を理由に、告知義務違反により解除された契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病、腎臓病により入院したので、平成 27 年 5 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約を取り消して保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、糖尿病の罹患歴を告知書に記入しないように指示された。
- (2)腎臓病であることは、主治医から知らされておらず、自覚していなかった。
- (3)募集人から、診査医との面談では余計な話をしないようにと事前に注意された。
- (4)募集人から渡された検尿コップを、自分の検尿として診査医に提出した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知時および診査医の訪問時、募集人は申立人が主張するような不告知教唆または告知妨害を行っていない。
- (2)主治医は、告知日の数年前に申立人に対して腎臓病であることを告げたと回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および被保険者に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、連絡が取れず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反の事実には争いがなく、募集人において申立人が主張するような不適切な行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。